

「花巻市博物館」カプセルトイ（小型自動販売機）設置業者募集要領

1 趣旨

この要領は、「花巻市博物館」においてカプセルトイ（小型自動販売機）の設置を希望する者を対象として、公募方式によりカプセルトイ（小型自動販売機）設置業者（以下「設置者」という。）を選定するため、応募に必要な事項を定めたものです。

2 募集の流れ

花巻市ホームページ、広報はなまき等に掲載して募集を行います。また、募集は、1 カプセルトイ（小型自動販売機）毎に設置者を選定することとします。

参加希望者は、参加申込書に必要な事項を記載し、次のとおり提出してください。

（1）提出期限

令和7年5月1日（木）から令和7年5月20日（火）（土、日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

（3）提出先

花巻市博物館 事務室（住所：花巻市高松第26地割8番地1）

（4）提出方法

直接提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

3 参加資格要件

この募集の参加資格は、次の条件を満たす法人又は個人とします。

- （1）花巻市内に本社及び事業所（営業所、工場等）を有すること。
- （2）良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- （3）カプセルトイの商品は花巻市の特産品や名物、ご当地キャラクターなどの花巻市に
関係する商品であること。
- （4）地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- （5）経営の状態及び信用度が極端に悪化していないと認められるものであり、適正な業務の履行が確保されているものであること。
- （6）市民税、固定資産税及び国民健康保険税に未納の税額がない者であること。
- （7）成年被後見人でない者であること。
- （8）未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ている者であること。

4 募集する自動販売機の種類、設置場所及び条件等

(1) 種類

カプセルトイ（小型自動販売機） 4 区画

(2) 設置場所

花巻市博物館内エントランスホール（住所：花巻市高松第26地割8番地1）

（花巻市博物館内。詳しくは平面図を参照ください。）

(3) 設置条件

ア 搬入、設置、機械維持に係る費用及び行政財産使用料は、設置者の負担とします。

その他の費用の負担はありません。

イ 自動販売機の維持管理、商品補充、機器内の金銭管理は設置者が行ってください。

ウ 自動販売機及びその周辺を清潔に保つとともに、販売品目にあった回収ボックスを設置し、適正に空きカプセル等の空容器を回収、処分してください。

5 現地説明日程

令和7年5月12日（月）午前10時00分から

6 注意事項

(1) 提出書類に事実と異なる内容を記載した者は失格とします。

(2) 設置者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、花巻市行政財産の目的以外の使用に関する規則第2条及び第3条の規定に基づき、使用許可を受けて使用します。

(3) 使用許可を受けた者には、花巻市行政財産の目的以外の使用に関する規則に定める諸条件が付加されます。

また、設置場所の使用料及び自動販売機設置、維持に係る電気料等が徴収されます。

(4) 業務の第三者への譲渡又は請負は禁止します。

(5) 使用許可の期間は使用開始日から当該年度の末日までとし、以降4年間に限り更新ができることとしますが、3の各号に該当するなど、特別の事情がある場合は更新をしません。

許可の日から1カ月程度で設置完了願います。

(6) 条件に定めない事項に関しては、必要に応じて協議して定めます。

7 提出書類及び注意事項

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号） 1通

イ 自動販売機の内容がわかるパンフレット等

(2) 提出上の注意事項

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

8 自動販売機設置までの手順

(1) 設置者の内定

設置募集台数を超える応募があった場合は、抽選により内定者を決定します。

抽選は令和7年5月21日（水）午前9時30分からとし、参加しない場合は失格となります。

(2) 行政財産使用許可申請書の提出

内定者には、令和7年5月26日までに、行政財産使用許可申請書を提出していただくことになります。

なお、提出期限までに申請書の提出がない場合は、内定は取消となります。

また、この要領に記載した要件等に違反する事実が確認された時は、許可されない場合があります。

(3) 許可書の送付

内定者の行政財産使用許可申請書を受けてから、2週間以内に行政財産使用許可書を送付します。なお、この許可書により設置者に決定したことになります。

(4) 自動販売機の設置

設置者は、許可書を受理した後の使用許可日直前に設置作業を行ってください。

9 その他

この要領の基づく、自動販売機の募集についてのお問い合わせは、次の担当部署におたずねください。

(問い合わせ先)

〒025-0014 花巻市高松第26地割8番地1

花巻市博物館 担当 管理係長 菊池

電話 0198-32-1030